

事 務 連 絡
平成30年7月30日

各業界団体 殿

国 土 交 通 省
土地・建設産業局
不 動 産 業 課

印紙税非課税措置についての周知方協力依頼について

平成29年度の税制改正におきまして、「租税特別措置法」（以下「租特法」という。）の一部が改正され、平成28年4月1日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、その被災をされた方（被災者）が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられました。

今般、当該非課税措置の対象となる自然災害について、下記のとおり適用となりましたので、貴団体傘下の不動産業者に対する周知方宜しくお願いします。

なお、平成30年7月26日17時30分現在、当該非課税措置の対象となる自然災害は、別紙のとおりであることを申し添えます。

記

災害発生日	被災者生活再建支援法適用「自然災害」	該当区域
30・7・5	平成30年7月豪雨による災害	・兵庫県神戸市 ・愛媛県（県内全域）
30・7・6	平成30年7月豪雨による災害	・島根県邑智郡川本町
30・7・8	平成30年7月豪雨による災害	・高知県幡多郡大月町

※ 自然災害とは、被災者生活再建支援法第2条第2号の政令で定める自然災害をいいます。

(別紙)

災害発生日	被災者生活再建支援法適用「自然災害」	該当区域
28・4・14	平成28年(2016年)熊本地震	・熊本県全域
28・4・16	平成28年(2016年)熊本地震	・大分県由布市
28・8・30	平成28年台風第10号による災害	・北海道室蘭市 ・北海道空知郡南富良野町 ・北海道白老郡白老町 ・北海道虻田郡洞爺湖町 ・北海道上川郡新得町 ・北海道上川郡清水町 ・北海道中川郡幕別町 ・岩手県全域
28・10・21	平成28年鳥取県中部地震	・鳥取県倉吉市 ・鳥取県東伯郡北栄町
28・12・22	平成28年12月22日に発生した強風による災害	・新潟県糸魚川市
29・7・5	平成29年7月九州北部豪雨による災害	・福岡県内全域 ・大分県日田市
29・7・22	平成29年7月22日から大雨による災害	・秋田県大仙市
29・9・17	平成29年台風第18号による災害	・大分県佐伯市 ・大分県津久見市
29・10・21	平成29年台風第21号による災害	・和歌山県新宮市
29・10・22	平成29年台風第21号による災害	・三重県伊勢市 ・三重県度会郡玉城町 ・京都府舞鶴市
30・4・9	平成30年島根県西部地震	・島根県大田市
30・7・5	平成30年7月豪雨による災害	・京都府綾部市 ・兵庫県神戸市 ・兵庫県宍粟市 ・岡山県(県内全域) ・広島県(県内全域) ・愛媛県(県内全域) ・福岡県飯塚市 ・福岡県嘉麻市
30・7・6	平成30年7月豪雨による災害	・島根県江津市 ・島根県邑智郡川本町 ・山口県岩国市
30・7・8	平成30年7月豪雨による災害	・岐阜県関市 ・高知県幡多郡大月町

※ 被災者生活再建支援法の適用状況については、内閣府ホームページをご確認ください。

【www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya_jyoukyou.html】

《参考》

租特法で非課税とされる「不動産の譲渡に関する契約書」又は「建設工事の請負契約書」は、次の①から③のすべての要件を満たすもので、自然災害の発生した日から5年を経過する日までの間に作成されるものです。

- ① 自然災害の「被災者」が作成するものであること
- ② 次のいずれかの場合に作成されるものであること
 - イ 自然災害により滅失した建物又は損壊したため取り壊した建物（滅失等建物）が所在した土地を譲渡する場合
 - ロ 自然災害により損壊した建物（損壊建物）を譲渡する場合
 - ハ 滅失等建物の代わるもの（代替建物）の敷地のための土地を取得する場合
 - ニ 代替建物を取得する場合
 - ホ 代替建物を新築する場合
 - ヘ 損壊建物を修繕する場合
- ③ 当該契約書に、自然災害により所有建物に被害を受けたことについて市町村長が証明した書類（「り災証明書」等）を添付していること

※ 被災者と被災者以外の者（例えば不動産業者や建設業者）が共同で作成する契約書の場合、被災者が保存するものは被災者が作成したものとみなして非課税とされますが、被災者以外の者が保存するものは被災者以外の者が作成したものとみなして課税されます。